

## 障害福祉サービス事業者等の活動支援策に関する工事成績評定時の留意事項について

R8. 5. 25

県土整備部 技術検査課

- ・ 評価対象工事は、岐阜県建設 4 部（県土整備部、都市建築部、農政部、林政部）が発注する全工事とする。
- ・ 工事成績評定の対象は、ぎふ農業活性化基本計画の計画期間と同じく、令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間に工期の全部又は一部を含む工事とし、工期内に福祉事業所等へ業務を委託したり、小物・食料品・飲料品等を調達したのものとする。
- ・ 障害福祉サービス事業者等の活動支援等については、岐阜県障害福祉課 HP「障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設からの物品等の調達について」における「障害福祉サービス事業所等における提供可能な物品・役務の一覧表」のエクセルファイルに記載されている事業所が提供するサービスとする。ただし、受注した工事箇所と原則※「同一圏域内」に限る。

※サービス内容によって、「同一圏域内」の施設からの調達が困難な場合には、受注者からの協議により、取組みの趣旨に沿ったものであれば評価の対象とする。（ex. 圏域外の隣接市町村の施設等）

- ・ 領収書には、日付・金額のほか、工事番号、宛名欄に元請業者名、但し書きに「福祉事業者名（所在地）等」及び使途（「クリーニング代金」「クッキー購入」等）を記載してもらうこと。ただし、勤務時間外の食事は、「対象外」とする。
- ・ 受注者は、「社会性等（地域への貢献等）に関する実施報告書」（工評定様式 7 号）に活動内容（支援金額を明記）を記載し提出すること。（写真は不要）
- ・ 完成検査時には、領収書の合計金額が 2 万円以上又は請負工事費の 0.05%のいずれか安価な額以上になっていることを確認できるよう領収書を持参すること。